

地方自治の将来像に関するアンケート調査結果概要

(平成 15 年 4 月 全国市長会)

回答率

関心の高まりを反映し回答率が 93%
(平成 9 年度実施の「地方自治制度の見直しに関する調査」は回答率 58%)

第 1 基礎的自治体のあり方

問 1 基礎的自治体の標準規模

「将来の基礎的自治体を考える場合、望ましい人口規模をどうお考えですか」

「**ウ** 10 万人規模を標準とする」が 38% で最多
10 万人以上を標準とするもの (**アイウ**) が併せて 71% に上る
「**カ** その他」が、16% あるが、その中では、一律に人口規模のみで決められないとする回答が多い

< 団体区分別の特徴 >

人口 5 万人 ~ 3 万人の団体でも 10 万人以上を標準とするものが多数を占める
3 万人未満の団体でも、5 万人以上を標準とするもの (**アイウエ**) が 75% に上る

将来の基礎的自治体の標準規模として人口 10 万人との回答が多いが、それ以上を標準とする回答も 3 割ある。全体としては、比較的小規模の団体において、自らの人口より高いほうの人口を標準とする傾向が見受けられる。

問 2 基礎的自治体の規模の下限

「基礎的自治体の人口規模に下限を設けることについて、どう考えますか」

下限を設けるとするもの (**アイウエ**) が併せて 64%

「**オ**下限は設けない」は27%

下限を設けるものとするものを100とした場合、少なくとも3万人以上を下限とするもの（**アイウ**）が併せて76%

< 団体区分別の特徴 >

3万人未満の団体でも3万人以上を下限とするもの（**アイウ**）が併せて32%

基礎的自治体の規模について一定規模の下限を設けるべきとの考え方が大勢を占める。全体の半数が、少なくとも3万人以上を下限とするとの意見である。

問3 合併特例措置

〔合併特例法の期限が平成17年3月までとなっていることについて、どう考えますか〕

「**イ**法定協議会の設置等一定段階まで進んでいるものについて期間経過後も特例措置の対象とする」が最多で47%

「**エ**合併特例法の延長も考える」は33%

「**ウ**合併特例法の失効後は、目標人口規模を明示し、一定期間さらに強力で合併を推進」は6%

合併特例法延長の考え方も3分の1あるが、延長はせず一定段階まで合併協議が進んでいる場合に特例措置の対象とする考え方が全体の半数近くとなっている。また、合併特例法失効後に、さらに強力で合併を推進するという回答は比較的少数にとどまっており、多くの市長が合併はあくまで自主的に行うべきと考えていることが伺える。

問4 小規模市町村のあり方

〔平成17年3月以降、財政事情等から基礎的自治体の役割を担うことが困難となることが予想される小規模市町村のあり方について、どう考えますか〕

「**エ**合併推進後も残る小規模市町村について広域連合等を活用することにより基礎的自治体として存続していけるようにする」が39%

合併推進後において何らかの形であり方を見直しするという前提の改革意見（**アイウ**）が併せて52%

改革意見を100とした場合、「他団体に事務の一部を委ねる特例的団体とする」が56%で最多

< 団体区分別の特徴 >

5万人未満の団体においても、「小規模市町村についてはすべて合併を推進する」と「合併推進後に残る小規模市町村については他の団体の内部団体とする」が併せて29%

合併推進後の小規模市町村について、何らかの形であり方を見直すとする考え方が、基礎的自治体として存続していけるようにするという考え方を10%ポイント上回った。

問5 小規模市町村の事務のあり方

「小規模市町村の事務を他の地方公共団体が行う場合、どのような団体が行うことが適当だと考えますか」

「一部事務組合など現行制度を活用する」が31%
他団体で処理するとするもの（アイウ）が併せて62%
他団体で処理するとするものを100とした場合、「都道府県処理」、「近隣中心市処理」、「いずれかの選択制」がいずれも3分の1程度で拮抗

小規模市町村の事務について、一部事務組合など現行制度を活用するとする回答が3分の1あるが、その約2倍が他団体で処理するとする回答となっている。他団体で処理するとするなかでは、都道府県処理、近隣中心市処理、どちらかの選択制と意見が分かれた。

問6 基礎的自治体の名称のあり方

「現在市町村の名称には「市」「町」「村」がありますが、将来の市町村の名称についてどのようにお考えですか」

「現行制度維持」が47%
何らかの形で統一するとする改革意見（イウ）が併せて46%
改革意見を100とした場合、「合併で規模が大きくなった段階で統一する」が最多で60%

基礎的自治体の名称のあり方については、現状維持の考え方と何らかの改革をするという考え方が拮抗している。また、改革意見の中では、名称の種別を1つに統一する回答と合併により規模が大きくなった段階で統一するという回答が分かれている。

問7 一般市のあり方

「将来の一般市（政令指定都市、中核市、特例市以外）のあり方についてどのように考えますか」

「現状維持」は9%

5万人以上の人口の集積を図り、権限・財源の充実・強化を図るとする改革意見（イウエ）が併せて85%に上る

改革意見を100とした場合、「ウ」少なくとも人口10万人程度の集積を図る」が59%で最多

< 団体区分別の特徴 >

改革意見が3万人未満の団体でも76%

「イ特例市以上の規模を目指す」と「ウ人口少なくとも10万人以上の人口集積を図る」を併せたものが、5万人以上10万人未満の都市で67%、3万人以上5万人未満の都市で53%

一般市のあり方については、より人口の集積を図り、権限、財源の充実・強化を図るとの回答が圧倒的多数であり、現状維持の考え方は少ない。

問8 中核市及び特例市のあり方

「将来の中核市及び特例市のあり方について、どう考えますか」

「A現行制度維持」は18%

改革意見（ウイ）が74%

改革意見を100とした場合、「ウ中核市、特例市の権限は現行のままで、指定要件については緩和」が55%、「イ中核市について政令指定都市並み、特例市については中核市並みの権限を付与する」が45%

< 団体区分別の特徴 >

中核市に限ってみると、「**イ**中核市は政令指定都市並」との回答が86%、
「**ウ**要件緩和」と合わせると93%。同じく特例市に限ってみると、「**イ**
特例市は中核市並」が58%、「**ウ**要件緩和」と合わせると80%

〔平成9年度調査との比較〕

- ・ 前回調査では、「現行のまま」が33%あったが、今回調査では「現行の制度を維持する」は、2割を切っている

中核市、特例市について指定要件の緩和を求める意見が多い。中核市と限ってみると、中核市は政令指定都市並とする意見が、特例市に限ってみると、特例市は中核市並とする意見が的多数を占める。なお、「要件緩和」の意見の中には、幅広く指定を望む意見の他に、要件を緩和することにより、各団体の希望に応じて、自主的に申請する仕組にすべきとの意見もある。

問9 地域組織のあり方

〔基礎的自治体の区域内に近隣政府や自治組織を置くことを制度化することについて、どう考えますか〕

「**ア**更なる、制度化された自治組織は不要」は28%
選択制を含め、何らかの形で自治組織についての制度化を図るとする改革意見（**イウエオ**）が併せて69%
改革意見を100とした場合、「**オ**自治組織を自治体の判断で必要に応じて設置することができるように法制度を整備する」が56%で最多

〔平成9年度調査との比較〕

- ・ 何らかの自治組織を設けるとする改革意見が、前回の65%と今回の69%へと微増

地域組織について何らかの形で制度化を図るとの回答が多数を占めるが、その中でも、自治体の判断で必要に応じて設置できるように法制度を整備するとの考え方が多い。

問10 地方の税財政基盤の確立

〔国庫補助金、交付税、税源委譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討する場合の改革の進め方について、どのように考えますか〕

- 「ア 先ず、税源移譲を行う」が76%
- 「イ 先ず、国庫補助負担金の廃止・縮小を行う」「ウ 交付税の財源保証機能の廃止・縮減」「エ 国庫補助負担金と地方交付税を併せて廃止・縮減しその範囲で税源移譲」はいずれも数パーセント

地方の税財源基盤の確立について、まず税源移譲を行うとの考え方が圧倒的多数を占める。

問11 国庫補助負担金の廃止・縮減

「国庫補助負担金の廃止・縮減について、どう考えますか」

- 「ア 国庫補助負担金の廃止・縮減を図って地方の自由度を高め、必要な税源移譲を行う」が52%で最多
- 「イ 一律な廃止・縮減はしない」が30%
- 「ウ 廃止・縮減は慎重に考える」が16%

< 団体区分別の特徴 >

- 「ア 国庫補助負担金の廃止・縮減を図って地方の自由度を高め、必要な税源移譲を行う」は、団体規模が大きくなるほど増加する傾向がある。ただし、人口3万人未満の団体においても32%あり、「ウ 廃止・縮減は慎重に考える」の19%を上回っている

税源移譲等必要な対応をした上であれば、国庫補助金の廃止・縮減は地方の自由度を高めることとなるとして、積極的に受け止める団体が多数を占めている。

第2 大都市のあり方

問12 大都市のイメージ

「将来の大都市自治体のイメージとしては、どの程度の規模を想定しますか」

- 「イ 政令指定都市以上の規模を想定する」が66%
- 「ウ 中核市以上の規模を想定する」が15%

< 団体区分別の特徴 >

政令指定都市、中核市、特例市においても全体の傾向と同様の傾向

将来の大都市のイメージとして、政令指定都市以上の規模を想定する回答が多数を占める。

問 13 大都市と都道府県の関係

「将来の大都市と都道府県の関係について、どう考えますか」

特別市及び現行の権限をより拡大する改革意見（**アイ**）が併せて 81%
「**ウ**現行の政令指定都市制度を維持する」は 14%
改革意見を 100 とした場合、「**ア**完全に自立して特別市を制度化する」
が 56%、「**イ**都道府県からは完全に独立させない」が 44%

< 団体区分別の特徴 >

「**ウ**現行の政令指定都市制度を維持する」は、政令指定都市では 1 団体もなし
政令指定都市は半数が「**エ**その他」と回答したが、その意見内容は必ずしも明確でない

大都市と都道府県との関係については、特別市の制度化やより大都市の権限・財源を拡大すべきであるとの回答が圧倒的多数を占める。

第 3 都道府県のあり方

問 14 二層制の地方自治制度

「現在地方自治制度は二層制となっているが、将来、基礎的自治体が充実したもとの市町村と都道府県のあり方について、どう考えますか」

現行制度の維持（**ア**）が、7%
都道府県についてその廃置分合及び境界変更を勧めるとするもの、また、地方公共団体とするか、国の機関としての行政体とするかの違いはあるが、ブロック単位の道州制の導入を前提とする改革意見（**イウエ**）が 89%

改革意見を100とした場合、「**ウ**二層制を基本とし、ブロック単位の広域的な地方公共団体としての道州制」が55%、「**エ**一層制の地方制度とし、国の機関としての道州制を図る」が34%

〔平成9年度調査との比較〕

- ・ 前回調査では「二層制を基本とするが、市町村合併を進める」(40%)
「現行のままでよい」(24%)とする回答が多く、「二層制は基本とする
が、府県を合併する」(8%)は少なく、都道府県まで再編を進めるとい
う考えは少なかったが、今回の調査では、改革意見が9割近くになってお
り、現行の都道府県制のあり方について改革を求める意見が強くなってき
ている

道州制を前提とした回答が圧倒的な多数を占めるが、その中での一層制にするべきだとする意見も3割ある。

問15 都道府県の再編のあり方

〔将来、都道府県の再編を検討する場合、制度のあり方、プロセス、手続き等について、どう考えますか〕

- 「**ア**都道府県の再編について統一的制度を国の法律で定め、一斉に行う」
「**イ**統一的な制度を国の法律で定め、必要性の高まった地域から随時行
う」
「**ウ**自主的な再編ができるような法制度とする」がそれぞれほぼ3分の1
アと**イ**を併せれば何らかの形で全国一律の統一的な制度を国の法律で定
めて再編を行うとする回答が6割を超える

手段方法について意見は分かれたが、大多数の都市が都道府県の再編が必要であると考
えている。強制的に一斉にやるとの回答も3分の1。

第4 その他の課題

問16 市町村の組織

〔市町村の執行機関及び議会の組織は、現在基本的に全国画一的ですが、この組織のあり方をどのように考えますか〕

「**ア**現行制度を維持する」が29%

改革意見が65%

改革意見を100とした場合、「**イ**公選の首長や議会を置くが、助役や収入役については任意設置とする」が80%で最多

議員の中から首長を選ぶ方式や支配人制度の導入の意見は少数

〔平成9年度調査との比較〕

- ・ 前回調査では、助役について「現行のままでよい」が60%あったが、今回調査では、逆に改革意見が65%となっている。
- ・ いわゆる委員会制や支配人制については、前回も今回も全体の1割程度に留まっており、あまり変化していない。

助役や収入役の必置制について弾力化する必要があるとの意見が多数を占めた。

問17 教育委員会制度

〔将来の市町村教育委員会制度のあり方について、どう考えますか〕

「**ア**現行の教育委員会制度を維持する」が34%

その廃止も含め、何らかの形で教育委員会制度を改めるとする改革意見（**イウエ**）が併せて61%

改革意見を100とした場合、「**ウ**教育委員会の設置を選択制にする」が67%で最多

現行の教育委員会制度を維持するとの意見は3分の1に留まる。

〔平成9年度調査との比較〕

- ・ 前回調査では、「現行のままでよい」が43%と多数であったが、今回調査では、改革意見が多数を占め、制度の改革を求める意見が強くなっている。

問18 警察機能

〔将来、市町村と都道府県のあり方が見直されますが、その場合の都道府県警察のあり方について、どう考えますか〕

「**イ**現行制度維持」が29%

改革意見が68%

改革意見を100とした場合、「ア」都道府県を越える警察機能を充実・強化する」が56%で最多。大都市に対するものも含め、何らかの形で都市に警察機能を持たせるとするもの（ウエ）が併せて47%

改革意見が多数を占めるが、そのうち、大都市に対するものも含め、何らかの形で都市に警察機能を持たせるとの意見が約半数ある。

問19 農業委員会制度

「将来の農業委員会のあり方について、どう考えますか」

「ア」現行制度維持」は15%

必置規制を緩和、撤廃するなどとする改革意見（ウエオ）が併せて80%
改革意見を100とした場合、「エ」市町村長が自主的に選択できる制度にする」が54%で最多。次いで、「オ」必置規制を撤廃し市町村長が事務を行う」が25%

〔平成9年度調査との比較〕

- ・ 前回調査では、「現行のままでよい」が43%と多数であったが、今回調査では、農業委員会の設置について選択制にすべきとの意見も多くなり、制度の改革を求める意見が非常に強くなっている。

農業委員会の設置について、市町村長が自主的に選択できる制度にするという意見が、半数近くあり、現行の必置規制を維持するとの意見は15%に過ぎない。

問20 補助機関の名称

「地方自治法では「助役」「収入役」を置くこととしていますが、その職名の将来のあり方について、どう考えますか？」

「ア」現行の名称を維持」は23%

改革意見が73%

改革意見を100とした場合、「ウ」自主的に選択できる制度にする」が65%で最多

「エ」副市長、出納長等にする」が26%

〔平成9年度調査との比較〕

- ・ 前回調査では、助役、収入役とも「現行のままでよい」が約6割であったが、今回調査では「副市長等とする」が26%、「選択制にする」が47%で、制度改革の意見が強くなってきている。

現行の名称を維持するとの意見は少数であり、名称を副市長、出納長等にするか、あるいは現行名称との選択制にするとの意見が多数を占める。